新潟県立分水高等学校　部活動に係る活動方針

１　目標

（１）　部活動は学校教育の一環として実施する。

（２）　余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。

（３）　技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

２　本年度の部活動

（１）本年度設置する部活動について

ソフトテニス、バスケットボール（男）、野球、卓球、カヌー
華道、ボランティア、文芸・美術、吹奏楽、音楽

（２）活動時間及び日数について

①　**活動時間**　学期中　平日２時間　　週休日等　３時間程度
（練習試合や大会等を除く）
長期休業中　平日・週休日等　３時間程度
（練習試合や大会等を除く）

②　**休養日**　週当たり２日以上の休養日（平日１日以上、週休日等１日以上）を設けることを原則とし、年間で 100 日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に 50 日以上を充てる。

≪多く活動する月における部活動の留意事項≫

○ 各月の土曜日と日曜日のうち、少なくとも２日～３日の休養日を設定すること。

○ 土曜日と日曜日で連続して活動した場合は、その週（当該の日曜日から始まる週）の平日のうち、少なくとも１日～２日を休養日とすること。

注意：活動については「新潟県部活動の在り方に係る方針」で示した「休養日、活動時間の設定基準」を遵守することとし、この留意事項に示した内容は、「ここまではやってよい」というものではない
（「年間活動計画」作成及び適正な運営についての留意事項より）

③　**その他**

・　定期考査１週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。

・　年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。

・　平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、３か月以内に補う。

（３）大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

①　高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。

②　その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

３　部活動運営について

（１）体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

（２）保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。